


# 【申請者様向け】BIM図面審査 申請手順のご案内

2026年4月より開始される「BIM図面審査」における、当社への確認申請手順をご案内いたします。  
本審査では、『[電子申請システムplus](#)』と『[確認申請用CDE \(ArchSync\)](#)』の2つのシステムを使用します。

 引受承諾書、請求書、確認済証、副本は従来通り[電子申請システムplus](#)へアップロードいたします。

## ■BIM図面審査の確認申請の流れ


### STEP1 申請図書データの作成

BIMソフトウェアを用いて、以下のデータを作成してください。

1. BIMデータの作成：「BIM図面審査における入出力基準」に従って作成してください。
  2. 図面とIFCデータの書き出し：作成したBIMデータから「PDF形式の図書」および「IFCデータ」を書き出します※。
  3. 誓約書（入出力基準適合誓約書）の作成：誓約書を作成し提出してください。
- ※ データの作成の詳細は、建築確認における[BIM図面審査ガイドライン](#)を参照ください。

### STEP2 招待者リストの提出


[電子申請システムplus](#)に「【確認】[確認申請用CDE 招待者リスト](#)」をアップロードしてください。  
当機関にて内容確認後、[確認申請用CDE \(ArchSync\)](#)へのアクセス情報をご案内いたします。

 [確認申請用CDE \(ArchSync\)](#)の招待には、1~2日程度お時間を要する場合がありますので、数日前にアップロードすることがオススメです。

### STEP3 申請図書のアップロード

ご案内した、[確認申請用CDE \(ArchSync\)](#)へアクセスし、以下のデータをアップロードしてください。

- ・ 申請書作成ツール(任意)
- ・ 誓約書（入出力基準適合誓約書）
- ・ 確認申請書・PDF形式の図書
- ・ IFCデータ（形状把握のための参考データで審査の対象ではありません）
- ・ 各種計算書・その他必要書類

 IFCデータがデータの欠落等により、BIMビューアで十分に確認できない場合は、BIM図面審査としてお受けできない場合があります。この場合は、通常の電子申請に切り替えてご申請ください。

### STEP4 審査結果の連絡と質疑対応

審査：審査結果の連絡は、[確認申請用CDE \(ArchSync\)](#)へアップロードします。

図書補正：審査の過程で図書等の補正が必要となった場合は、BIMデータを修正の上「PDF形式の図書」と「IFCデータ」を再作成し、[確認申請用CDE \(ArchSync\)](#)へアップロードしてください。

### STEP5 確認済証の交付

確認済証が交付されましたら、[電子申請システムplus](#)上に確認済証と副本アップロードします。  
交付後は、図書をダウンロードいただき、適切に保管してください。

## ■補足事項

### 消防同意

消防同意の手続きを[確認申請用CDE \(ArchSync\)](#)を利用して行うかは、申請地を管轄する消防機関へ事前に確認してください。

### 構造計算適合性判定

適判機関が[確認申請用CDE \(ArchSync\)](#)を利用している場合、リンクファイル機能により確認申請プロジェクトと連携して申請できます。同一データで申請できるため、確認申請と構造適判の図書の整合性を確保できます。

### 省エネ適合性判定（他機関の場合）

当社以外の適判機関に申請する場合でも、[確認申請用CDE \(ArchSync\)](#)を利用している場合はリンクファイル機能により確認申請プロジェクトと連携して申請できます。

※ 確認申請をBIMで行う場合でも、消防同意・構造適判、省エネ適判の手続きを、必ずしも[確認申請用CDE \(ArchSync\)](#)で行う必要はありません。

※ BIM審査の対応機関は、[BIM審査ポータルサイト](#)を参照ください。

# 当社へBIM図面審査で省エネ適合性判定を申請する場合

省エネ適合性判定を**確認申請用CDE (ArchSync)**を用いて行う場合の申請フローです。

確認申請を「BIM図面審査」で行う場合にご利用できます。

※確認申請をBIMで行う場合でも、省エネ適判の手続きを必ずしも**確認申請用CDE (ArchSync)**で行う必要はありません。

⚠ 引受承諾書、請求書、適合判定通知書、副本は従来通り**電子申請システムplus**へアップロードいたします。

## ■BIM図面審査の省エネ適合性判定の流れ

1

### STEP1 「招待者リスト」の提出

**電子申請システムplus**に「【省エネ】**確認申請用CDE 招待者リスト**」をアップロードしてください。  
内容確認後、**確認申請用CDE (ArchSync)**へのアクセス情報をご案内します。

① **確認申請用CDE (ArchSync)**の招待には、1~2日程度お時間を要する場合がありますので、数日前にアップロードすることがオススメです。

2

### STEP2 「計画書」の提出

**確認申請用CDE (ArchSync)**上に招待されたプロジェクトに次のデータをアップロードしてください。

・省エネ申請書作成ツール(任意) ・省エネ計画書 ・計算書 ・その他必要書類

**確認申請用CDE (ArchSync)**上の確認申請のプロジェクトにも招待されている場合は、次のデータを省エネ適判のプロジェクトへリンクファイルを作成できます。

・確認申請書 ・PDF図面（構造図書を除く）

② 根拠資料として作成した拾い図等の下図は、リンクファイルのPDF図面と整合していることをご確認ください。  
リンクファイルの作成方法は、**BIM図面審査ポータルサイト (ICBA)**に掲載されている手順書「申請者向け\_ArchSyncを用いたBIM図面審査業務手順書」(4. 適合性判定)をご確認ください。

3

### STEP3 審査と質疑対応

審査結果は、**確認申請用CDE (ArchSync)**上にアップロードされます。補正も、**確認申請用CDE (ArchSync)**上で図書を更新してください。


4


### STEP4 通知書等の交付

適合判定通知書と副本は、**電子申請システムplus**を通じて交付されます。

※ 省エネ適合性判定が他機関の場合は申請機関へご確認ください

## 確認申請用CDEについて

日本ERIでは、(一財)建築行政情報センターが提供する  **ArchSync** (アークシンク) を**確認申請用CDE**として利用します。

制度と  **ArchSync** の詳しい情報は、[BIM審査ポータルサイト](#)へ。



本ページに掲載している「ArchSync」の名称およびロゴは、一般財団法人建築行政情報センターの許可を得て使用しています。「ArchSync」は同法人が提供するサービスです。